友の会積立の自動払込（口座振替）規則

1. 自動払込（口座振替）をご利用の場合、初回口座振替時に「会員証・お買物カード」1 枚につき事務手数料として年 500 円（税込）を積立金のご入金と合わせて口座振替させていただきます。

2. 自動払込（口座振替）は毎月 3 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となり、引落し通知はいたしません。前日までに指定口座にご入金ください。

3. 自動払込（口座振替）事務は、東武マーケティング株式会社の代行となります。振替記録は、東武カードビジネスご利用代金等になります。

4. 自動払込（口座振替）の開始は「自動払込利用申込書（振替依頼書）」の届出月の翌月分からになります。但し、毎月 11 日以後の受付は翌々月からとなります。

5. 自動払込（口座振替）ご利用の場合、積立金の領収書を発行いたしません。通帳記帳をもって代えさせていただきます。

6. 万一、自動払込（口座振替）ができない場合は、翌月に前月分を加算して引落しとなります。但し、対象月を含め４ヵ月分までとし、以後は一時的に停止いたします。振替再開にはご来店にてご入金をお願いいたします。
   また、満期月の自動払込（口座振替）ができなかった場合は、当月末日までにご来店にてご入金をお願いいたします。

7. ご解約の場合、預金口座振替手続きの関係により、ご返金にお時間をいただく場合がございます。詳しくは東武友の会センターまでお問い合わせください。